

第 40 回迷惑行為防止推進協議会 議事録要旨

令和 7 年度実施事業の中間報告

【事務局】（別紙資料 1 により説明）

- **迷惑行為防止重点地区における市民啓発：**
 - ・ JR 小倉駅、黒崎駅前での街頭啓発を毎年実施。市の職員や巡視員が啓発チラシ等を配布している。
 - ・ 令和 7 年度に新たに実施した取組みとして、デジタルサイネージを活用した啓発で動画を放映。路上喫煙、ごみポイ捨て、飼い犬のふんの放置の 3 つを取り上げた啓発動画を作成し、小倉駅前の郵便局 ATM 横モニター、各区役所の窓口付近モニター、北九州市営バスのモニターで放映中であり、今後も活用を考えていく。
 - ・ 北九州市訪問者へ路上喫煙の全面禁止と重点地区（小倉、黒崎）の周知として、北九州空港行きのエアポートバスの座席ポケットに路上禁煙チラシを投函し啓発を行っている。
- **その他の市民啓発：**
 - ・ 各種イベント・会議で啓発を実施。8 月 22 日の暴力追放安全安心まちづくり市民大会での啓発、北九州市環境衛生大会のパンフレットに迷惑行為防止のチラシを印刷・配布による啓発を行った。
 - ・ 北商ニュース 10 月号に北九州商工会議所の協力を得て、外国人労働者のモラルマナー啓発を掲載している。外国人労働者の生活ルール定着への協力を、雇用主向けに呼びかける内容。
 - ・ 北九州市二十歳の記念式典（成人式）の配布物に啓発内容を掲載。以前は文字が多かったが、イラストやピクトグラムを用いて若者向けに分かりやすさを重視した。
- **モラル・マナーアップ教育の推進：**
 - ・ 令和 5 年度までは紙で配布していたが、令和 6 年度からはデータ配信に移行した。DX 推進と内容の見直しを兼ね、令和 7 年度に新しい教材を作成し、来年度から配布する予定であり、内容は、迷惑行為の状況を探すイラストやクイズ形式など、学校で活用しやすいよう工夫している。

【委員】

- 小倉・黒崎駅での街頭啓発の日程（6 月 27 日、7 月 3 日、12 月 11 日、16 日）について、人通りが多いことを根拠に設定しているのか。
街頭啓発の対象は来訪者だけでなく、市民も含まれるのか。

【事務局】

- 来訪者が多い時期（7 月の夏休み前、年末など）を狙って実施している。区別はつかないため、来訪者、市民どちらも対象としている。

【委員】

- ・ 街頭啓発が全て平日に行われているが、人通りが多い土日の実施は難しいのか。

【事務局】

- ・ 実績としては平日のみとなっているが、必要に応じて検討したい。

【委員】

- ・ デジタルサイネージの音声アナウンスについて、観光案内所等で時間を区切り実施しているのか。

市民啓発について、出前講演は依頼があって実施したのか。

芸術劇場での環境衛生大会では、パンフレットを配っているが、参加者が読んでくれているのか。

【事務局】

- ・ 音声アナウンスは常時、ペDESTロリアンデッキ上にスピーカーを置いて流している。出前講演については、依頼に応じての実施である。

環境衛生大会では、通常はチラシを配布するが、今回はパンフレットに見開きで印刷したもので啓発している。少しずつでも啓発していくことが重要だと考えている。

【委員】

- ・ チラシ配布の際に、会場条件が許せば、せっかく作った 15 秒の動画をモニター等で流す方が、紙ベースよりも効果的ではないか。

【事務局】

- ・ 動画は作成したばかりであり、まずは予算内で可能な郵便局や区役所で放映しており、今後、条件が整えば、積極的に活用していきたい。

【会長】

- ・ 条例制定当初は、14の行為が迷惑行為と定められていることの周知徹底で、多くの人が知っていた。市民や市外からの来訪者への認知が課題である。

【委員】

- ・ 外国人労働者へのモラル・マナー啓発について、外国語に翻訳されたチラシの配布まで行われているのか。二次元コードの情報を、雇用主が労働者に印刷して配布しているのか、または労働者が直接スマホで見ることを想定しているのか。

【事務局】

- 掲載内容の二次元コードから多言語情報へアクセスでき、DX 推進の観点から、スマホで直接見てもらうことを想定している。
- 紙のチラシも作成し、黒崎の国際交流協会などに置いている。

【委員】

- 雇用主が労働者に情報を伝達しているか不明なため不安である。
- 商工会議所を通じて、国籍や使用言語を把握し、市から直接、または商工会議所を通じて、労働者に直接情報が届くようにした方がより実効的ではないか。

【委員】

- 大規模な配布（イベント会場など）よりも、地域（校区、市民センター）での啓発、校区の会長によって啓発意識に差があるため、市民センターなど人が集まる場所でのイベント等に出向いて啓発活動を行うこと、今からは直接対話することが重要であり、市側から積極的に出るべきではないか。

【会長】

- 自宅近くでペットのふんの放置の問題があったが、市が作成した「犬のふんを放置しないでください」というポスターが自治会などによって貼られている。このように、困っている自治会の方々に、解決策として利用できる啓発資材などがあることを伝えることも重要ではないか。

【事務局】

- 出前講演を定期的に順次出向いて行うことは、現体制では難しい面がある。
- 会長が提案したようなチラシや啓発用品の配布については、市民センター担当部署と相談し、情報発信の方法を検討したい。受け身ではなく、市側からも積極的にアプローチしていくことを検討していきたい。

【委員】

- 市民センターだけでなく、町内会長会議など身近な環境での情報提供も有効であると思う。

【事務局】

- 自治会等の担当課の自治会ネットワークも活用し、その辺りも含めて相談してみたい。

【委員】

- PTA 協議会や自治会の理事を務めている立場から、市からの情報提供において、「何をしてください」という明確な指示が必要である。

- ・ 現場に落とし込む際に、市の考えや要望を明確に示してほしい、自分たちで考える時間がないため、市側で具体的に示したほうが、自分たちは動きやすい。
- ・ 昨今の社会情勢では性善説だけでは難しいため、明確な指示が効果的である。

【事務局】

- ・ 迷惑行為は個人の自覚に頼る部分が大きいですが、委員の意見を踏まえ、実施・実行力のある取り組みの参考にしたい。

【委員】

- ・ 周知方法として SNS（市の X、市長の X/Instagram など）での発信はしているのか。
- ・ モラル・マナーに関する 14 の禁止項目を絵などで貼るだけでも、一般の人の目に触れやすくなり、意識を持つ人が増えるのではないか。
- ・ 専用の動画を作るだけでなく、既存の 14 項目の画像を貼るだけでも一定の訴求力があるのではないか。

【事務局】

- ・ これまでデジタル化の材料をあまり作れていなかった。今年度から動画作成などに取り組んでおり、今後は、スマホ画面で見たときの見やすさや、興味を引く工夫を凝らし、SNS を活用した情報発信を次のステージとして検討し、活用を増やしていきたい。

【委員】

- ・ 前回の会議で堺町地区の住民が迷惑行為に困っていると話していたので、去年 8 月と 12 月に京町、鍛冶町、堺町、紺屋町の飲食店街を視察した。
- ・ 夜中 11 時頃と朝 8 時頃に視察した結果、落書き、タバコのポイ捨て、悪質な客引き、ペットボトルや空き缶のポイ捨てなど、迷惑行為が依然として蔓延していると感じた。
- ・ 周辺住民が毎朝清掃している状況を鑑み、歓楽街のような地区では集中的な取り締まり・管理が必要であると思っている。

【事務局】

- ・ 特に夜間の時間帯の発生が多く、朝まで街に残っている人の迷惑行為も相当数あると考えられる。
- ・ 巡視員が昼間でも 1,000 円の過料を徴収するために粘り強く対応している状況であり、夜間はアルコールが入った方などの対応も必要となるため、トラブルのリスクがあり、ポイ捨て等の状況は認識しているが、巡視員の精神的負担を考慮すると慎重に考えなければならない。

【会長】

- 委員の皆様から多様なアイデアを出していただいた。実現可能性も踏まえ検討していきたい。
- 重点地区での時間帯設定とエリア選定が設立当初からの重要な課題であった。歓楽街での夜間対応はリスクが大きすぎるとの判断から、黒崎駅や小倉駅でも昼間に限定されたエリアで慎重に開始した経緯がある。
- 重点地区の設定については、慎重に取り組むべきという意見と、現状を変えるために踏み込むべきという両方の意見があると思う。
- 今後、他都市の状況なども考慮し、継続的に議論していきたい。

迷惑行為防止重点地区について（諮問）

【事務局】（別紙資料2により説明）

- 折尾駅周辺を迷惑行為防止重点地区として指定することに関する説明。
- 迷惑行為防止重点地区の定義と、指定には本協議会の意見を聴くことが条例で定められている。平成20年の条例制定の経緯と、当時の重点地区指定の考え方（多くの人が集まる地区、罰則適用の必要最小限の範囲、認識が容易な範囲）を説明。
- 現在の重点地区は小倉駅周辺（平成20年指定）と黒崎駅周辺（平成22年指定）であり、路上喫煙、ごみポイ捨て、飼い犬のふん放置、落書きの4項目を禁止し、違反者から過料1,000円を徴収している。
- **折尾駅周辺の現状：**
 - ・ 令和5年の北側広場整備完了に伴い人流が増加し、飲食物のごみポイ捨て、路上喫煙、吸い殻のポイ捨て、落書きなどの問題が発生している。
 - ・ 地域関係者が清掃活動を行っているが、美化が困難なため、令和7年10月に地域から重点地区指定の要望書が提出された。要望書には、重点地区の範囲や喫煙所設置の要望が含まれている。
- **折尾駅周辺を指定する理由・必要性：**
 - ・ 乗降客数が市内2番目であり、今後南側広場の整備で人口が増加する見込み。人が多く集まるエリアである。
 - ・ 折尾駅周辺の学校には市内の高校生・大学生の約4分の1が通学しており、若い世代へのモラル・マナー教育が期待できる。小倉、黒崎と同様に人流が多く、若者も多いことから、波及効果により市内全体のモラル向上に繋がる。
- **指定時期：**
 - ・ 令和8年度秋頃を考えている。駅周辺の整備が同時期に完了し、明確な範囲設定が可能となるためである。
 - ・ 迷惑行為が多い現状と、新たなまちのスタートというタイミングを合わせ、令和8年度秋頃に重点地区として指定したい。
- **重点地区の範囲：**

- ・駅舎を中心に北側広場、南側広場、バス停があり迷惑行為が多い高架下も含めた範囲で提案。
- ・面積は約 3.6 ヘクタールで、小倉（約 22 ヘクタール）、黒崎（約 8 ヘクタール）と比較して範囲としては狭い。
- **喫煙所設置場所：**
 - ・地域からの要望も踏まえ、北側広場の上側付近で検討している。

【会長】

- 迷惑行為防止重点地区は市長が指定するものであり、その前に本協議会の意見を聴くことが条例で定められているため、今回、諮問が協議会にきており、協議会は審議を行い、答申を出す必要がある。
- スケジュールとしては、本日の意見を受けて、次回答申案を作成し、再度審議を行うものである。
- 折尾駅周辺の指定について市長が検討しており、委員の皆様から意見をいただきたい。

【委員】

- 喫煙所は南口には設置する予定はないのか。

【事務局】

- 周囲への影響を考慮し、慎重に場所を選定する必要があるため、現状は北側、1 か所で考えている。北側広場の方が人通りが多く、地域からの要望も北側の位置を挙げており、折尾駅が高架の駅であり、南北の行き来が容易なため、南側からでも北側の喫煙所は利用可能と判断した。

【会長】

- 重点地区の検討範囲はかなり狭い。

【委員】

- 私自身も喫煙者であり、ポイ捨てはしないが、喫煙所設置の必要性を感じている。
- 折尾の件は地域からの要望があるならば、指定すべきであると思う。
- ホームページで調べたら、たばこ税が市税収入の 4%（74 億円）を占め、市の貴重な財源となっている。
- 喫煙者への配慮として、規制するならば同時に喫煙所の設置がセットであるべきだと思っている。
- 小倉の喫煙所がセントシティの下に 1 ヶ所しかなく、黒崎は 2 ヶ所であることに対し、小倉の広さ（22 ヘクタール）を考えると小倉は圧倒的に少ないと思う。
- 税金の使い方と喫煙者への配慮については、あってもよいのではないかと。

【事務局】

- 喫煙所の要望は多く聞かれるが、場所の確保が困難である。煙が周囲に流れることや維持管理費の問題もある。
- 重点地区に指定するならば、最低1ヶ所の喫煙所設置は検討している。

【委員】

- たばこ税、74億円の使い方は気になるところである。

【事務局】

- 非喫煙者からの意見（煙が気になるなど）もあるため、双方の声を聞きながら慎重に進めたい。

意見交換

【会長】

- 協議会のこれまでの意見として、14の迷惑行為の防止は市内全域に適用される。この効果的な推進のために、過料を徴収する重点地区を設け、市民にきれいになった状態を経験してもらうことで、市全体に効果を波及させることを目指している。
- そのため、重点地区のエリアは狭く、少ない方が良く考えてきた。
- 小倉駅周辺から始まり、黒崎駅で1つ増え、今回は折尾駅とエリアを増やそうとしている状況である。
- 重点地区は、エリアを単にきれいにするよりも、きれいになったエリアを訪れる人々に、迷惑行為のない状態が気持ち良いことを経験してもらう、そういうエリアが重点地区であると考えている。
- 折尾駅周辺に市内の高校生・大学生の4分の1が通学している点に重きを置きたい、若い世代が重点地区を経験することで、将来的に自分の地域でもルールを守ろうという意識が育つことを期待できる。

【委員】

- 1,000円の過料という罰則を科す以上、その必要性和相当性が認められるべきだと思っている。
- 必要性については資料の内容で納得できる部分はあるが、相当性については、他の手段で目的達成が可能であれば、罰則という強権的な手段は不要ではないかと思う。
- 例えば、罰則導入の前に試験的に喫煙所を設置し、効果があれば過料という罰則までは科さなくてもよいではないか。
- ごみ箱設置や、落書きに関しては、コストはかかるが防犯カメラなど代替手段の検討を一旦行うべきであると考えている。

【事務局】

- 重点地区に指定しているからこそ、喫煙所を設置している側面があり、逆に重点地区に指定する前から喫煙所を設置することは現状考えていない。
- 喫煙所を設置すれば良いという意見は理解するが、重点地区以外にも設置を求める声が出る可能性もある。

【委員】

- 喫煙所の設置について、重点地区だけでなく、戸畑駅や門司港駅など、重点地区ではない他のエリアでも検討したことはないのか。

【事務局】

- 重点地区以外の公共の喫煙所設置は検討していない。

【委員】

- 喫煙所設置について、路上喫煙やポイ捨てが最も目につく迷惑行為であるため、税金があるならば、もう少し努力して設置すべきではないか。

【委員】

- 小倉の喫煙所が1ヶ所しかない現状で、これまでポイ捨てなどの状況はどうだったのか。

【事務局】

- 昼間は巡視員が回っているため、ポイ捨てはそれほど多くないと感じている。
- 夜間は、飲食店も店内で喫煙できないところが増えているため、推測ではあるが、店外で喫煙し、たばこをポイ捨てしているケースがあるのではないかと。

【委員】

- 喫煙所は、小倉が1ヶ所から始まったように、折尾は範囲も狭いようなので折尾も1ヶ所だけになるかと思う。

【事務局】

- 喫煙所を設置して迷惑行為が減るならば、指定は不要ではないかという意見については、今回要望書が出たことはきっかけではあるが、折尾駅の乗降客数や学生の多さを考慮すると、市内全域への波及効果が期待できるため、市としても重点地区に指定する検討に値すると判断した。
- 折尾駅周辺はこれまで工事中で、まちの形が定まっていなかったが、南側広場や道路

工事が完了し、形がある程度定まるタイミングであるため、今回、諮問の形で提案した。また、喫煙所を設置するならば1か所で考えている。

【委員】

- 地域住民から要望書が出ている以上、それを無視できない、地域住民の思いに寄り添うことが重要である。

【委員】

- タイミングとしては一番良いときである。

【会長】

- 協議会は諮問を受けているので、折尾駅を重点地区に指定することの妥当性について回答する必要がある。妥当であると答える場合でも、留意事項を付記できる、委員からの意見を答申に組み入れたい。

【委員】

- 折尾駅周辺は学生のまちというイメージがある。昼間は喫煙所を配置すれば十分な実効性があると思う。また、過料導入の実効性について、昼間は巡視員による抑止力があるが、一方、夜間は巡視員がおらず、飲み会の帰りなどでポイ捨てや路上喫煙が発生しやすい現状がある。
- 夜間については、小倉や黒崎でも路上喫煙がなくなる現状があるため、折尾で過料を導入しても夜間の路上喫煙を防ぐことにはならないのではないかと。

【事務局】

- 重点地区指定の意義は、まちの美化だけでなく、迷惑行為であることを知ってもらいきっかけとなり、市内の人が集まる場所での意識づけを通じて市全体に効果が広がっていくことである。
- 折尾駅はこれまでの整備状況から指定が難しかったが、学生数や利用者数を踏まえると、黒崎に負けない発信力があるため、諮問の段階ではあるが、指定にするに値する箇所であると考えている。

【委員】

- 黒崎とのバランスを考えると、折尾にも罰則を導入することは合理性があるだろう。

【委員】

- 折尾駅周辺に学校が多いことから、近隣の高校や大学へ特に周知をし、若い世代が自らルールを守る意識を持てるような働きかけができれば良い。

【会長】

- 折尾駅周辺が重点地区に指定されていないが、指定されたとして、巡視員の運用は限られた時間になるであろう。それと、小倉、黒崎と同様の駅前での広報になってくる。
- 高校生や大学生が、そういった街頭啓発やのぼり旗、巡視員を目にすることで、「迷惑行為防止条例」や「折尾駅周辺が重点地区に指定されている」ことを知るきっかけになると思われる。
- 夜間は巡視員がいないため路上喫煙はすぐにはなくならないだろうが、黒崎での経験から、昼間の路上喫煙は劇的に改善され、夜間の路上喫煙についても一定の効果はあるだろう。

【委員】

- 折尾駅周辺に現在タバコを吸える場所があるのか。

【事務局】

- 公共の喫煙所はない。お店にはあるかもしれない。
- エリアはかなりコンパクトである。

【委員】

- 昔、戸畑のウェルとばたに灰皿があったが、数年前に撤去された。灰皿なくした後、変化はあったのか。喫煙者は、駅隣接のショッピングセンターまで行かないと吸えない。

【事務局】

- 戸畑駅周辺は比較的ポイ捨てや吸い殻が目立つ箇所ではないと感じている。

【委員】

- 自助、共助、公助の観点から、タバコ税収 74 億円があるならば、行政が「公助」として喫煙所の設置に努力すべきではないか。自助努力は理解しているが。

【事務局】

- 行政としては受動喫煙防止や健康への配慮という側面もあり、相反する部分がある。
- 路上喫煙やポイ捨てが迷惑になっており、それを防ぐために重点地区に指定するならば、最低 1 ヶ所は喫煙所を設置するというのが前提である。

【委員】

- 重点地区を増やすのであれば、できるだけ早い時期に決定・告知すべきであり、周知

期間を十分とる必要がある。その際、既存の小倉、黒崎の重点地区のことについても、再確認の意味で、合わせて市民の方にお知らせし、意識付けを強化すべきである。

【会長】

- 周知期間を十分とるため、できるだけ早い周知ということと、要望書提出元のおりお未来 21 協議会と協力して周知を行っていくことを、答申に書き込む内容として検討したい。

【事務局】

- 過去の事例（黒崎、小倉）から、指定後すぐに過料を徴収するのではなく、2～3 ヶ月の広報活動期間を設けるのが一般的であり、折尾駅でも同様の手順で進め、過料徴収開始後は、地域に認知されるまでは重点的な対応を図りたいと考えている。

【会長】

- 意見が出尽くしたため、重点地区の新しい指定に関する議論を終了。
- 委員から寄せられた意見を参考に、次回答申案を出させていただき、またご審議いただきたい。
- 本日の議事は終了。

【事務局】

- ご意見をいただいた、SNS活用、スマホへの発信、動画のイベント等での放映、自治会や市民センターとの連携などのアイデアについては、実務でどこまでできるか、今は分からないが検討していきたい。